

## 品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定委員会設置要綱

制定 平成 21 年 2 月 26 日 区長決定 要綱第 18 号

## (設置)

第 1 条 品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)の策定に関する事項を審議し、答申するため、品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (職務)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、ビジョンの策定に関する事項を審議し、その結果を答申する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別表に掲げる区内関係団体の代表者
- (3) 公募区民
- (4) 区議会議員
- (5) 区職員
- (6) その他区長が認める者

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長の諮問に係る答申の日までとする。

## (委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (懇話会)

第 7 条 委員会に幅広い団体の意見を反映させるため、懇話会を開催することができる。

2 懇話会は、文化芸術懇話会およびスポーツ懇話会とし、委員長および副委員長が座長を務める。

3 懇話会の委員は、座長が定める。

4 懇話会は、座長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

2 この要綱は、ビジョンの策定が完了した日にその効力を失う。

別表（第4条関係）

区内関係団体の名称
品川文化振興事業団
品川区スポーツ協会
品川区町会連合会
品川区青少年対策地区委員会連合会
東京商工会議所品川支部
しながわ観光協会
品川区体育指導委員会